

規 則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十二号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第五項第一号中「週休日」の下に「、週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。